

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	使用の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第2条
基準規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第2条;第6条第1項 周南市港湾設備使用料徴収条例施行規則第3条
審査基準	<p>1 周南市港湾設備使用料徴収条例第2条、第6条第1項 （使用の許可） 第2条 設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。（使用禁止物件）第6条第1項 次の各号のいずれかに該当する物件の荷役蔵置を目的とする設備の使用は、許可しない。</p> <p>(1) 爆発物その他危険のおそれのあるもの (2) 設備又は他の物を汚損するおそれのあるもの (3) 起重機揚力以上の重力のあるもの (4) 前3号のほか不相当と認めるもの</p> <p>2 周南市港湾設備使用料徴収条例施行規則第3条 （許可申請）第3条 条例第2条の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる様式による申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 棧橋を船舶の係留のため使用しようとするとき 別記様式第1号 (2) 前号以外の施設を使用しようとするとき 別記様式第3号</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	占用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市準用河川管理条例第7条
基準規定	周南市準用河川管理条例第7条 周南市準用河川管理条例施行規則第5条 周南市流水占用料等の減免等の取扱いに関する要綱第2条;第3条
審査基準	周南市準用河川管理条例第7条 周南市準用河川管理条例施行規則第5条 周南市流水占用料等の減免等の取扱いに関する要綱第2条、第3条 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	占用料等の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市準用河川管理条例第6条
基準規定	周南市準用河川管理条例第6条 周南市準用河川管理条例施行規則第4条
審査基準	<p>1 周南市準用河川管理条例第6条] （占用料等の還付） 第6条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号に規定するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>2 周南市準用河川管理条例施行規則第4条 （占用料等の還付） 第4条 条例第6条ただし書の規定に基づき占用料等の還付の請求をしようとする者は、準用河川占用料等還付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	河川予定地内の行為の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法第57条第1項
基準規定	河川法施行令第35条
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	河川保全区域内の行為の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法第55条第1項
基準規定	河川法施行令第34条
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） ・ 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号） ・ 堤内地の堤防付近に設置する工作物の位置等について（平成6年5月31日建設省河治発第40号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	権利譲渡の承認
処分権者	市長
根拠規定	河川法第34条第1項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	許可工作物の完成前の使用の承認
処分権者	市長
根拠規定	河川法第30条第2項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	許可工作物の完成検査
処分権者	市長
根拠規定	河川法第30条第1項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	河川管理上支障のある行為の許可等
処分権者	市長
根拠規定	河川法第29条第1項
基準規定	河川法施行令第16条の4～第16条の8
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	竹木の流送の許可等
処分権者	市長
根拠規定	河川法第28条
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） ・ 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号） ・ 河川法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和45年9月10日建設省河政発第100号） ・ 河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について（昭和45年10月7日建設省河政発第105号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	土地の掘削等の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法第27条第1項
基準規定	河川法第27条第2項～第3項 河川法施行令第15条の4;第16条
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） ・行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号） ・河川法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成6年7月8日建設省河政発第44号） ・河川法施行令の一部を改正する政令の運用について（平成6年7月8日建設省河政発第45号、建設省河治発第57号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	工作物の新築等の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法第26条第1項
基準規定	河川法第26条第2項～第3項 河川法施行令第15条の2・3
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	土石等の採取の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法第25条
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） ・ 河川法の施行について（昭和40年3月29日建設省発河第58号） ・ 砂利等採取許可準則について（昭和41年6月1日建設省河発第83号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	土地占用の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法第24条
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） ・ 河川法の施行について（昭和40年3月29日建設省発河第58号） ・ 河川敷地の占用許可について（昭和40年12月23日建設省発河第58号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	流水占用の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法第23条
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号） 河川法の施行について（昭和40年3月29日建設省発河第58号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	河川管理者以外の者が施工する工事の承認
処分権者	市長
根拠規定	河川法第20条
基準規定	河川法施行令第12条
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建河政発第52号） 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について（平成6年9月30日建河政発第53号、建河治発第73号、建河開発第118号、建河砂発第50号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法施行令第16条の8
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和45年9月10日建設省河政発第100号） ・河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について（昭和45年10月7日建設省河政発第105号）
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	河川予定立体区域内の行為の許可
処分権者	市長
根拠規定	河川法第58条の6第1項
基準規定	河川法第58条の6第1項 河川法施行令第35条
審査基準	<p>1 河川法第58条の6第1項 （河川予定立体区域における行為の制限） 第58条の6</p> <p>6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>（1） 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 （2） 工作物の新築又は改築</p> <p>2 河川法施行令第35条（河川予定地における行為で許可を要しないもの）第35条 法第57条第1項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） 耕耘 （2） 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘さく又は切土</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第5条
基準規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第5条
審査基準	<p>周南市港湾設備使用料徴収条例第5条 （使用料の還付） 第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の事由がある場合においては、その全部又は一部を還付することができる。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	河川港湾課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第4条
基準規定	周南市港湾設備使用料徴収条例第4条
審査基準	周南市港湾設備使用料徴収条例第4条 （使用料の減免） 第4条 市長は、公益上その他必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
標準処理期間	30日
備考	